

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 四 年 十 一 月 一 日

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の

一部を次のように改正する。

別表第一中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監（秘書広報統括監の職にある者が
ない場合にあつては、秘書広報総括監）」に改める。

別表第二秘書広報部の部長、副部長担当職の欄中「秘書広報統括監」を「秘書広報
統括監（秘書広報統括監の職にある者がない場合にあつては、秘書広報総括監）」に改
め、同表危機管理部の部防災班の項を削り、同部原子力防災班の項の次に次のように加
える。

防災班

防災課長

- 1 災害対策本部の全体の調整及び指揮統括に關する
こと。
- 2 職員員の動員準備及び警戒体制の指揮監督に關する
こと。
- 3 自衛隊等他機関への災害派遣要請等広域応援の
総合調整に關すること。
- 4 防災行政無線の管理運用に關すること。
- 5 被害情報集約システム、防災情報モバイルネッ
トワーク等による被害情報の収集に關すること。

目 次

規 則

○岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（防 災 課） 一 ページ

訓 令 甲

○大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

（防 災 課） 二

別表第二健康福祉部の部医療整備班の項第二号中「地方独立行政法人（医療整備課所管分）」を削り、同項の次に次のように加える。 地域医療推進班 健康福祉部 地域医療推進課長 地方独立行政法人（地域医療推進課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。 別表第二ぎふ清流国体推進部の部報道班の項を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。			6 振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）の災害対策に関すること。 7 被災地への調査員の派遣に関すること。 8 防災ヘリコプターの運用に関すること。 9 防災ヘリコプターの広域応援に関すること。 10 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの連絡調整に関すること。		
訓 令 甲 岐阜県訓令甲第二十一号 庁 中 一 般 各 現 地 機 関 大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十四年十一月一日 岐阜県知事 古 田 肇 大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令			大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。 本則第二号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監（秘書広報統括監の職にある者が不在の場合にあつては、秘書広報総括監）」に改める。 附 則 この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。		

平成二十四年十一月一日発行

発 行 者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐 阜 文 芸 社